

# 千葉県肝炎ウイルス検査・相談事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、B型又はC型肝炎ウイルスに感染している者を早期に発見し、早期治療へつなげ、肝硬変及び肝がんへの進行を防止するため、「特定感染症検査等事業実施要綱」(平成31年3月27日健発0327第25号厚生労働省健康局長通知「特定感染症検査等事業について」の別紙)及び「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」(令和2年3月27日健肝発0327第3号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」の一部改正についての別紙)の規定に基づき、千葉県肝炎ウイルス検査・相談事業(以下「本事業」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

## (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は千葉県とする。

## (事業内容)

第3条 事業内容はB型及びC型肝炎ウイルスの検査並びに相談とする。

## (事業対象者)

第4条 対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 受検時点で40歳未満の者
- (2) 千葉市内に居住地を有する者
- (3) 過去にB型又はC型肝炎ウイルス検査を受けていない者(現在又は過去に肝炎の治療を受けている者は対象外とする。)

## (実施場所)

第5条 検査の実施場所は、本事業への協力を表明し、千葉県医師会から推薦を受けた医療機関(以下「協力医療機関」という。)とする。相談の実施場所は、千葉県保健所とする。

## (検査)

第6条 協力医療機関は、別に定める「千葉県肝炎ウイルス検査委託事業取扱要領」に基づき検査を実施する。

## (相談)

第7条 千葉県保健所は、B型及びC型肝炎又は肝炎ウイルス検査に関する相談を行う。  
2 ウイルス性肝炎を疑う症状がある等速やかに治療を要する者には、医療機関を受診するよう推奨する。

## (実施期間)

第8条 検査の実施期間は、当該年度の6月1日から2月末日までとし、相談の実施期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(費用負担)

第9条 本事業における検査及び相談に係る費用は、全額市の負担とし、検査及び相談を受けた者からは費用を徴しない。

(個人情報及びプライバシーの保護)

第10条 本事業の実施にあたり、個人情報及びプライバシー等の保護に十分配慮する。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、千葉市、千葉市医師会及び協力医療機関で協議の上定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、施行日以後実施する検査及び相談から適用する。